

業務方法書（民事法律扶助関係）改正の概要

1 改正の趣旨

- (1) 実務上確立した取扱いの明文化
- (2) 実務上の必要性に基づく，従前の取扱いの見直し
- (3) 立替基準につき，必要かつ相当な範囲で改定

2 主な改正点

(1) 機動的な法律相談援助の実施

- ・ 指定相談場所の指定権限を理事長から地方事務所長へ変更（§5⑥）
- ・ 出張相談を実施できる要件を拡大（§18Ⅱ）

(2) 医療施設・刑事施設の被収容者等への対応

- ・ 援助申込書その他の資料から，援助開始・不開始決定をするのに熟していると認められる場合，法律相談援助を省略して審査可能とする（§26Ⅶ）

(3) その他，実務上の取扱いに基づく見直し，明確化

- ・ 受領金銭保管義務者の見直し（§49）
- ・ 被援助者死亡後の個別契約の帰趨を明確化（§53Ⅱ） など

(4) 不服申立てと再審査の申立てに関する手続の整備（§69～§70の8）

- ・ 他方当事者である利害関係人への手続保障の整備（不服申立ての事実や不服申立審査会の決定等を通知，原決定変更の場合の意見提出機会の付与など）
- ・ 不服申立て手続と再審査の申立て手続の相互関係の整理 など

(5) 立替基準の修正（別表2）

【代理援助立替基準】

- 着手金関係
 - ・ 家事事件，多重債務事件で，事件の性質上特に処理が困難な場合には，通常の着手金額の1.5倍まで増額できる規定を新設
 - ・ 複数の関連事件が援助された場合，関連事件間で弁護活動の共通性が高ければ，着手金を50%程度まで減額できる旨の規定を新設 など
- 報酬金関係
 - ・ 1000万円以上の入金部分にかかる報酬金の算定率を，裁判実務や旧弁護士報酬規程等を参照して引き上げ
 - ・ 金銭事件で相手方の請求を排除した場合の報酬金を，従来の請求排除額の10%ではなく，着手金の7割+出廷回数による加算を標準とする旨の変更 など

【書類作成援助】

- ・ 後見開始（いわゆる成年後見）審判申立につき書類作成援助がなされた場合に，本人の精神の状況に関する鑑定の費用を，附帯援助として支出